

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン(案)

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長 桑原 諒子

1 はじめに

公共工事において、「必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行うこと」は、発注者の責務となっています。

官庁営繕部では、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(以下、「本ガイドライン(案)」)を作成して直轄営繕工事において円滑かつ効率的な事業執行に努めるとともに、本ガイドライン(案)をホームページに掲載し、各種会議で紹介する等、営繕工事における設計変更の手続きや留意事項を広くご活用いただけるよう努めているところです。

本稿では、本ガイドライン(案)の内容を通して、営繕工事における設計変更の考え方をご紹介します。なお、本ガイドライン(案)は、国土交通省制定の工事請負契約書(以下、「契約書」)及び公共建築工事標準仕様書(以下、「標準仕様書」)が適用された建築工事または設備工事を対象としています。

2 本ガイドライン(案)の制定経緯と構成

2-1 本ガイドライン(案)の制定経緯

官庁営繕部では、公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を調べ、適正な工期で円滑かつ効率的な事業執行に努めてき

ました。一方で、平成26年1月に各地方公共団体に対して出された「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について(平成26年1月24日総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号)」には、更なる円滑な施工確保を図るための具体的な措置として、「発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう徹底すること」が挙げられました。これを受けて、官庁営繕部では、公共建築工事の円滑な施工確保に向けて総合的に取り組むにあたり、平成26年3月に本ガイドライン(案)を作成しました。

その後、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」(以下、「改正品確法」)が公布・即日施行され、発注者の責務が明確化されました。その一つとして「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行うこと。(第7条第1項第五号)」が明記されました。これを受けて、官庁営繕部では、改正品確法の基本方針に基づき、関係団体との意見交換も踏まえて、平成27年5月に本ガイドライン(案)の改定を行い¹、

1 <http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf>

地方公共団体や受注者にも分かりやすい資料となるよう記載内容や構成を見直しました。

平成27年10月には、更なる取組みとして、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ & A(案)」(以下、「Q & A」)の作成・公表を行い²、適切な設計変更の実施・普及に努めています。

2-2 本ガイドライン(案)の構成

本ガイドライン(案)は、平成26年3月に新しく制定された「設計変更ガイドライン」と平成21年1月に制定された「営繕工事に係る工事一時中止ガイドライン」の内容を引き継ぐ「工事一時中止ガイドライン」から構成されています。発注者と受注者の双方の責任範囲の明確化、手続きの透明性の向上及びこれらによる円滑な事業実施を目的としており、工事請負契約締結後の設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止に関する発注者と受注者の双方の手続き上の留意事項を示した資料となっています。

また、Q & Aは、設計変更の手続きの考え方を例示したもので、全部で17個の問いから構成されています。Q & Aは、発注者と受注者の双方が本ガイドライン(案)を理解するための一助として、本ガイドライン(案)と併せて活用されるものとなっています。実際の設計変更にあたっては、工事毎の現場条件の特性を踏まえて、各発注者(各地方整備局等)が設計変更可能なケースか不可能なケースかを判断することとなります。

なお、国土交通省においては、本ガイドライン(案)を参考に、各地方整備局等において同様のガイドラインを制定し、運用しています。

3 設計変更ガイドライン

3-1 概要

「設計変更ガイドライン」は、発注者と受注者の双方が設計変更について適正な対応を行うための一般的な考え方をまとめたものとなっています。

一般に建設工事は、発注者と受注者の間で契約書を用いて請負契約を締結することにより開始さ

2 <http://www.mlit.go.jp/common/001107034.pdf>

れ、受注者は工事を完成させる義務を負います。設計変更を実施する際においても、改正品確法の基本理念に則り、「公共工事における請負契約(下請契約を含む)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行する(改正品確法第3条第10項参照)」必要があります。

特に、公共建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計されており、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産されるものであるため、工事の進捗とともに、当初発注時には予期できない施工条件や環境の変更が起こることがあります。

契約書第18条(条件変更等)または第19条(設計図書の変更)の規定により図面または仕様書を変更する場合は、発注者は契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示する必要があります。これを「設計変更」と言います。設計変更に係る手続きを円滑に進めるためには、発注者と受注者の双方が設計変更可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分に理解し、共通認識としておくことが重要です。

3-2 設計変更可能なケースと手続き

3-2-1 設計変更可能なケース

設計変更可能なケースとして契約書第18条、第19条、第20条(工事の中止)に該当する場合がありますが、受注者の発議によるものは、次に示す第18条第1項に該当する事実を発見した場合に限られています。

【第18条第1項】

- 一号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- 二号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三号 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四号 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

例えば、同項第二号の例としては、建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合が該当します。また、同様に第四号の例としては、設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合や、施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合が、第五号の例としては、施工中に地中障害物や埋蔵文化財を発見し、撤去や調査が必要となった場合が挙げられます。

3-2-2 設計変更の手続き

図1に契約書第18条に係る設計変更手続きフローを示します。受注者は、設計図書と施工現場の不一致等契約書第18条第1項に該当する事項を発見した場合には、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければなりません。設計図書に定めのない事項において、発注者と協議を行わない、または発注者からの指示等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合は、原則として設計変更が不可能なケースとなります。そのため、確認の請求は、受注者にとっては設計変更の可否を左右する重要事項とな

ります。

3-2-3 設計図書等に疑義を生じた場合の対応

受注者は、設計図書等に疑義を生じた際には、書面により発注者と質問・協議を行うことが認められています。円滑な施工確保のために、協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を開始することが重要です。

一方で、発注者は、受注者からの質問・協議を受けた場合は、関係部局との調整後、書面による指示・協議等をできるだけ速やかに実施するよう努めなければなりません。

営繕工事では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく対策の一つとして、原則としてワンデーレスポンスを実施しています。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することです。

なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」

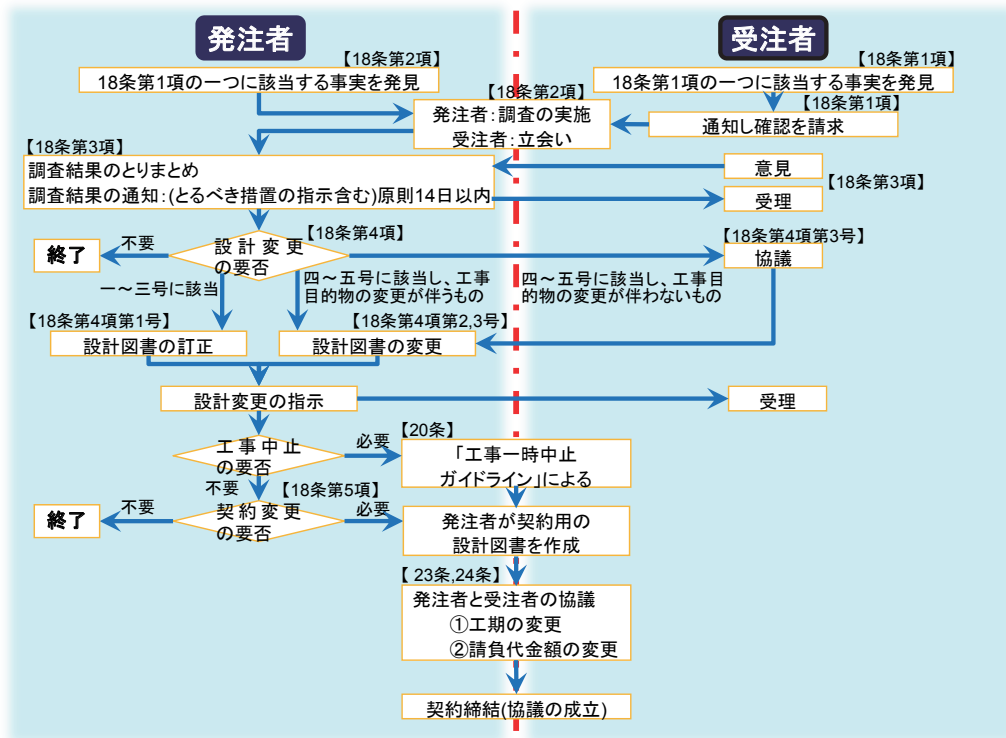


図1 契約書第18条に係る設計変更手続きフロー

することを含むものとしています。発注者は、ワンデーレスポンスを実施する工事では、設計変更にかかる協議においても同様の対応が求められます（Q&A問16）。

3-2-4 設計変更に伴う契約変更手続きの実施時期

設計変更に伴う契約変更の手続きの実施時期については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことを基本としていますが、「軽微な設計変更」に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとしています。これは、事務処理及び手続きの煩雑さを考慮すれば、軽微な設計変更に伴う契約変更をその都度実施することは、発注者と受注者の双方にとって合理的でないためです。

なお、「軽微な設計変更」とは、「構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの」と「新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの」のどちらにも当てはまらないものを指します。

3-2-5 発注者の留意事項

発注者の設計変更の留意事項としては、前述の書面による指示・協議等をできるだけ速やかに実施すること以外に、次の二つがあります。

一つ目は、受注者が施工計画を立てるに当たって施工条件が工期や工事費に大きく影響することを鑑み、設計段階で判明している現場条件等について受注者に適切に明示することです（Q&A問4）。契約書第18条第1項の第四号及び第五号は、施工条件に関わる記載です。工事の目的物を完成するに当たって当該工事の制約となる条件を「施工条件」と言い、工事を円滑に実施するために設計図書の中で明示することとしています（Q&A問2）。発注者が明示する施工条件の一例として、図2に示す「施工条件明示について（平成14年5月30日付国営計第24号）」の「明示項目及び明示事項(案)」があります（Q&A問3）。

特に、改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、図3に示すとおり、工程に関する施工条件を設定することが求められます（Q&A問5）。

1. ガイドライン全般



問3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答3 施工条件は、**工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。「施工条件明示について」（平成14年5月30日付 国営計第24号）**では、明示項目及び明示事項(案)として下表を示しています。

明示項目	明示事項	明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付けられ当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいない休日数以外の作業不能日数等	仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設物の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設物の設計条件を指定する場合は、その内容
用地関係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電線障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するための必要な調査方法、範囲等	工事支障物件等	1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等が工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水検・汚濁防止施設が必要な場合は、その内容、期間
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合は (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等々に制限がある場合は、その経路、期間、時間等 (2) 搬入、搬出路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合は (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置	薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、耐久数量、耐久延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
		その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、品質、規格での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支障材料及び買入品がある場合は、その品名、数量、品質、規格等又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 業設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 設計書・新工法・特殊工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

5

図2 Q&A問3

1. ガイドライン全般

問5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、**工程に関する施工条件を設定**すること、**工程に影響を及ぼす施工手順を明示**することが求められます。

① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合
→(記載例) **作業可能日・時間、施工手順等**を示す。

② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合
→(記載例) **作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等**を示す。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案) 平成27年10月
7

図3 Q&A問5

二つ目は、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討することが挙げられます。

3-3 「指定」・「任意」の考え方

平成27年5月の本ガイドライン(案)の改定では、従前より受注者にとって設計変更の対象となるか判断が難しいとされてきた、仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下、「仮設・施工方法等」)の「指定」と「任意」についての考え方を、表1のとおりまとめ直しています。

仮設・施工方法等は、契約書第1条第3項において原則として受注者が定めるものとされています。これを「自主施工の原則」と言います。仮設・施工方法等のうち、工事目的物を施工するた

めに施工条件として発注者があらかじめ決定し、設計図書に条件として明示したものを「指定」、その以外を「任意」と呼びます。「任意」は、受注者が定めるものであるため、原則として設計変更の対象となりません。なお、営繕工事では、応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。「参考図」は任意ですが、その内容が実際の施工内容と大幅に異なる場合については協議の対象となる場合もあります。

ただし、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります(Q&A問6)。

「指定」と「任意」の考え方(仮設)については、

表1 「指定」・「任意」の考え方

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書等の修正は必要)	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問9 雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット(任意)によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9 工事は地下埋設物等を設置することであり、その**施工方法は任意**です。この場合の矢板については**任意の仮設物**となるため、受注者の提案は、原則として**設計変更の対象となりません**。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負金額を変更する場合があります。(工事請負契約書第18条第4項第三号、同条第5項)

▶ 参考
○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、12~15

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案) 平成27年10月

図4 Q & A問9

受注者にとって設計変更の対象となるか判断が難しいことから、Q & Aにおいて敷鉄板等の仮設物、掘削時の矢板、取付・解体用の補助クレーンの三つの事例を挙げて説明しています。一例として、掘削時の矢板の事例を図4に示します(Q & A問9)。

4 工事一時中止ガイドライン

4-1 概要

「工事一時中止ガイドライン」は、契約書第20条の適切な運用を図るために、営繕工事において

主に発注者の事由による工事一時中止の一般的な手順をまとめたものとなっています。

発注者は、契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じたため、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと客観的に認められるときは、工事の全部または一部の施工を一時中止させなければなりません。

工事の一時中止に係る基本フローを図5に示します。

受注者の責めに帰すことができない事由により

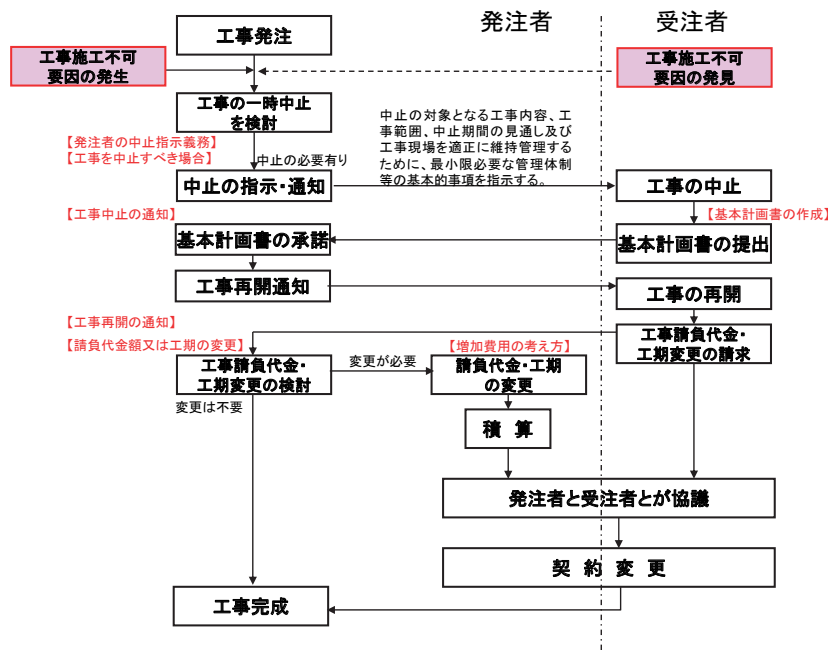


図5 工事の一時中止に係る基本フロー

工事を施工できないと認められる場合としては、契約書第20条第1項に次に示す2項目が規定されています。

- ①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき。
- ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。

例えば、①の例としては、設計図書と実際の施工条件の相違、または設計図書の不備が発見されたため施工を続けることができない場合や、同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合が該当します。また、同様に②の例としては、地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合や、埋蔵文化財の調査または発掘を行う場合が挙げられます。

なお、契約書第20条第2項により、上記①、②の二つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の完成前に限り、工事の全部または一部の施工を一時中止することができます。

4-2 基本計画書の作成

工事一時中止期間中の工事現場の管理は、受注者が行うことになっています。そのため、工事を中止する場合には、受注者は中止期間中の工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画書」）の作成を行い、次の3項目について記載することとしています。

- ①中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ②中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ③工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

一方、発注者は「現場説明書」または「特記仕様書」に、工事一時中止期間中の工事現場の管理

に関する計画書の作成・提出及び工事現場の保全が必要となることを明記する必要があります。

4-3 工事一時中止に伴う増加費用

発注者は、受注者が工事を施工できないと客観的に認められるときは、工事の全部または一部の施工を一時中止させ、必要な費用を負担しなければなりません。したがって、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う必要があります。工事を一時中止した場合に発注者が必要に応じて負担する一時中止に伴う増加費用の構成を図6に示します。増加費用を構成する費用の詳細については、次のとおりです。

なお、増加費用を計上するのは、本工事施工中または準備期間（契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の期間）に中止した場合に限られます。

①工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し、または工事の続行に備えて機械器具、労務者または技術職員を保持するために必要とされる費用等

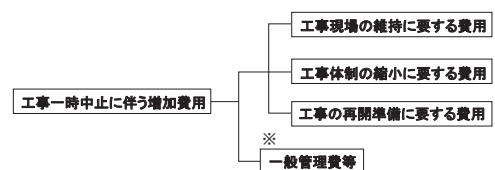
②工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

③工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

Q&Aでは、一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について例示しています（Q&A問13）。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

図6 工事一時中止に伴う増加費用の構成

5 その他

設計変更に関する相談窓口としては、図7に示すとおり、「公共相談窓口」と「建設業フォローアップ相談ダイヤル」があります（Q&A問17）。


公共建築相談窓口は、官庁営繕部において公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるために、平成14年から国土交通本省を始め、全国の地方整備局や営繕事務所等に統一的に設置している窓口です³。

一方、建設業フォローアップ相談ダイヤルは、品確法の運用指針に関する情報など建設業に関する様々な相談の窓口となっています。

官庁営繕部では、設計変更に対する正しい認識と判断が、公共建築工事の品質確保及び円滑な施工確保に繋がるものと考え、今後も広くご活用いただけるよう周知に努めて参ります。

6 おわりに


本ガイドライン(案)及びQ&Aは、設計変更や工事一時中止について一般的な考え方を示したものです。工事の性格や地域の実情は案件により大きく異なることから、個別事案の対応については受発注者間での協議となります。協議等の設計変更に係る手続きを円滑に進めるために、発注者と受注者の双方には、設計変更に対する正しい認識と判断が求められています。

4. その他


問17 相談窓口について
国土交通省では、品確法の基本理念に関連する現場の実態について相談できる窓口を設けていますか。

答17 国土交通省では、次の窓口で相談を受け付けています。

- ① **公共建築相談窓口**：公共建築に関する技術的な相談
※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」に関する問い合わせはこちら
※窓口は国土交通本省をはじめ、全国の地方整備局や営繕事務所等に設置しています。
連絡先は下記URLより確認してください。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html
- ② **建設業フォローアップ相談ダイヤル**：品確法の運用指針に関する情報など建設業に関する様々な相談



TEL : 0570-004976 (ナビダイヤル)

受付時間 / 10:00~12:00、13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000058.html

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案) 平成27年10月

図7 Q&A問17

³ http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html